

監査指摘事項の措置状況通知書

地域振興部

平成30年度 (No. 2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
地域振興課	<p>(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 旭川市ガーデンセンター清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、異なる床種別の歩掛係数を用いたことや、労務数量の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。</p>	<p>以下の点について、改めて各職員に周知を行い、積算内容の確認を慎重に行うよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算においては、単価や係数等、元となる数字を正確に把握、確認すること。 ・必ず別の者（副務者等複数人）が積算内容をチェックすること。 <p>また、部全体として改善を図るため、今回の指摘事項及び直近他部局の指摘事項など事務執行の問題点を一覧にしたものを部課長会議の場で管理職間で共有するとともに、同様の内容の各課長宛て部長通知を行い、各所属職員への周知と課内情報共有を図った。</p>	平成30年 11月28日
地域振興課	<p>② 旭川駅前広場・駐車場運営管理業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、駐車場売上金処理業務の想定作業日数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。</p>	<p>以下の点について、改めて各職員に周知を行い、積算内容の確認を慎重に行うよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算においては、単価や係数等、元となる数字を正確に把握、確認すること。 ・必ず別の者（副務者等複数人）が積算内容をチェックすること。 <p>また、部全体として改善を図るため、今回の指摘事項及び直近他部局の指摘事項など事務執行の問題点を一覧にしたものを部課長会議の場で管理職間で共有するとともに、同様の内容の各課長宛て部長通知を行い、各所属職員への周知と課内情報共有を図った。</p>	平成30年 11月28日
旭川空港事務所	<p>③ 旭川空港総合維持管理業務委託において、積算に当たりポイント検清掃費を算出する際に、積算内訳書から金額の転記を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。</p>	<p>以下の点について、改めて各職員に周知を行い、積算内容の確認を慎重に行うよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算者は、パソコンの表計算ソフトを効果的に活用するだけでなく、転記ミス等のないよう、常にその根拠を確認しながら積算書を作成すること。 ・必ず別の者（副務者）が積算内容をチェックすること。 	平成30年 11月28日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
長寿社会課	<p>(2) 契約に関する事務 [検討を要するもの]</p> <p>① 前金払は支出の特例であり，その必要性を十分に検討しなければならないが，給料等の支払に充てるための人件費が経費の大部分であるという理由で前金払をしているものが散見された。</p> <p>このような固定的かつ定例的な経費を主に対象とする前金払について，業務の内容や性質等に応じ，必要額以上の支出とならないよう金額を精査した上で，支出の時期・回数を検討されたい。</p>	<p>平成31年度から，支払方法を前金払としている当課所管の契約事務全般について，給料等に係る固定的・定例的な経費である場合，事業の円滑な運営と，支出事務の効率化を考慮し，原則として四半期ごとを目安に年4回の支払となるように改めることとした。（課内全係合議起案により意思決定・周知済み。）</p>	平成31年 1月21日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
子ども総合相談センター	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 旭川市子ども総合相談センター等環境衛生管理業務委託において、一定金額以下の随意契約であるため予定価格書の作成は封書によらないこととしているが、その場合に必要とされる施行伺起案への予定価格の記載がなされなかったことにより、予定価格書が作成されていない状態であった。	施行伺起案への記載漏れ等を防ぐため、契約の手続における確認事項をリスト化し、再発防止を図った。	平成31年 1月25日
愛育センター	② 旭川市愛育センター・市立保育所生ごみ収集運搬業務委託において、積算に当たり人件費を算出する際に、収集運搬の回数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。	積算額の誤りを防止するため、決裁前に積算書について積算根拠となる各数値の確認及び転記の誤りがないか等を複数人でチェックする体制とし、適正な積算を行うよう改める。	平成31年 1月18日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

観光スポーツ交流部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
観光課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 旭川観光物産情報センター清掃業務委託において、最低制限価格を設定しているが、入札参加者への通知にその旨の記載がなされておらず、また、現行の算定方法を用いなかったことにより最低制限価格に誤りがあった。	部内にて指摘事項等について共有するとともに、課内定例会議にて契約事務の取扱いについて周知徹底を行い、再発防止を図った。	平成30年 12月3日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
土木総務課, 土木事業所	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 平和通歩行者専用道路ほか維持管理業務委託において, 当月の業務量に応じた額を委託料として支出しているが, 検査を行うに当たり, 契約の相手方から提出された業務報告書と異なる履行数量に基づき支出額を算定していたものや, 別途委託することとした業務を履行実績があると算定していたものがあり, 2件70,000円の過払いがあった。 また, 支出額に影響はなかったものの, その算定において, 契約変更後の額を用いるべきところ, 誤って当初契約の額としていたものがあった。	業務報告書を受け, 出来高払い設計書を作成する際は, 複数人による確認を行い, 履行数量の確認を徹底する。加えて, 起案時においても再度確認を行うことにより, 一層の再発防止に努める。 なお, 今回の定期監査で指摘された2件70,000円の過払いについては, 契約の相手方との協議を経て, 平成30年10月分出来高算出時に過払い分の減額を計上し, 同年11月29日に契約の相手方への過払い分を減額した支払いを完了した。	平成30年 11月29日
土木総務課, 土木建設課	(2) 契約に関する事務 [検討を要するもの] ① 契約保証金について, 本市の競争入札参加資格を有する者の中から競争入札等選考委員会で審査し選定していることを理由として, 納付を免除しているものが多数見受けられたが, 単に入札参加資格者であることをもって履行能力に問題がないとすることは, 判断の根拠として十分ではないため, 契約保証金を免除する場合の根拠について慎重に検討されたい。	契約保証金については, 免除するのが適切かどうか慎重に判断し, その旨を起案に記載した。 今後の契約においても留意する。	平成30年 11月28日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
永山南小学校	(3) 小・中学校に関する事務 [改善を要するもの] ① 学校敷地内に設置されている防犯灯で，使用者に対する行政財産の目的外使用許可の承認の手続がなされていないものがあつた。	当該防犯灯について，平成31年2月12日付けで使用者に対する行政財産の目的外使用承認の手続済みである。	平成31年 2月12日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成30年度 (No. 2) 監査結果報告書 財政援助監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
福祉保険課 (旭川市永山西地区民生児童委員協議会)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 旭川市永山西地区民生児童委員協議会の旅費の支給において、研修や調査の参加回数に集計誤りがあり、2件1,600円の過払いのものがあつた。 なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。	過払いした旅費については、監査期間内に当該協議会に返金された。	平成30年 11月14日
福祉保険課 (旭川市東光地区民生委員児童委員協議会)	② 旭川市東光地区民生委員児童委員協議会の補助金実績報告書において、補助対象外と整理されていた他団体への拠出金18,000円や、過年度事業に要した印刷代1,192円を補助対象経費に誤って計上していた。 これにより、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を下回り、7,029円過大に交付を受けていた。	過大交付されていた補助金額については、監査期間内に旭川市に返還された。	平成30年 11月15日
福祉保険課 (旭川市東光地区民生委員児童委員協議会)	(2) 所管部局(福祉保険部)に関する事項 [改善を要するもの] ① 旭川市東光地区民生委員児童委員協議会に対する補助金額の確定に当たり、補助対象外の経費を計上しているものについて、確認が不十分なまま補助金額を確定したことにより、7,029円過大に支出していた。	過大交付していた補助金額について、当該地区から監査期間内に返還された。 また、再発防止の観点から、市内全地区の民児協会長が集まる常任理事会で、監査結果として団体が受けた指摘事項を報告した。	平成30年 11月15日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済総務課 (一般財団法人旭川市勤労者共済センター)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 旅費の支給については、旅費規程において、旭川市職員の旅費に関する条例及び同施行規則等を準用することとしているが、食費相当分が含まれている宿泊料を支給しているにもかかわらず、食卓料を支給していたことにより、1件2,400円の過払いのものがあつた。	過払いとなつていた食卓料2,400円の返還を行つた。 再発防止策として、旅費支給事務が適切に行われるよう、旅費条例等を再確認し、条例等に準じた取扱いとするよう徹底した。	平成30年11月12日
経済総務課 (一般財団法人旭川市勤労者共済センター)	② 現金については、会計処理規則において、毎日出納簿の残高と照合しなければならないとされているが、現金の受払がなかつたことにより、照合をしていない日があつた。	現金については、毎日の業務終了前、必ず現金残高と出納簿を照合するよう徹底した。	平成30年11月12日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
学校施設課	<p>(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 消防用設備点検及び消火器更新業務（その1）委託において、積算に当たり、点検項目ごとに算出する単価に消防用設備の区分に応じた加算を行っているが、複数の消防用設備の点検を行う場合には最も大きい歩掛係数の加算のみを行うべきところ、複数の加算を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。</p> <p>なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。</p>	<p>積算を、総務部で策定している積算基準を準用することとし、積算方法の見直しを行った。</p> <p>また、積算書の様式や内容についても見直しを行い、計算過程を容易に確認できるよう改善した。</p>	令和元年 6月21日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	措置を講じたもの等はありません。		

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金において，交付申請と実績報告に係る添付書類の作成及び確認の煩雑さや補助対象経費の認識誤りに起因し，指摘事項のとおり，団体・所管部局双方に事務手続の誤りがあった。民生児童委員協議会に関する費用は市が負担すると法令で規定されていることを踏まえ，当該補助金について，過度な事務手続とならないよう添付書類の内容や確認手法の見直しをはじめ，団体及び所管部局の事務の負担軽減につながる取組を検討するほか，補助対象経費を周知徹底し，適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>中核市に対し，地区民児協に対する財政援助に関する調査を実施し，その結果等を参考として，平成30年度補助金実績報告分から提出を依頼する書類を見直し，事務手続の軽減を図った。また，適正な事務処理を行うため，課内及び関係団体に対象経費について周知徹底を図った。 （福祉保険課（対象団体：旭川市永山西地区民生児童委員協議会，旭川市東光地区民生委員児童委員協議会））</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済総務課 (一般財団法人旭川市勤労者共済センター)	<p>(1) 団体に関する事項 [検討を要するもの]</p> <p>① 会計処理について、次のとおり会計処理規則等の規定と異なる処理をしているものがあつたことから、実態と規定の整合性を図るよう、会計処理規則等の見直しなどを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表及び正味財産増減計算書について、会計処理規則細則に定めるものと異なる勘定科目や同細則に定められていない勘定科目を用いているもの ・会計処理規則では支払は小切手によるとしているところ、口座振替により支払っているもの 	<p>実態と規定の整合性を取るため、貸借対照表及び正味財産増減計算書で使用されている勘定科目を整理し、会計処理規則細則の改正及び正味財産増減計算書の見直しを行った。</p> <p>また、平成31年3月8日に開催した理事会で会計処理規則の改正を行い、第4章第18条第3項の「支払は小切手によるものとし、」という記載を削除した。</p> <p>このことにより、施行日である平成31年4月1日より、口座振替が可能となっている。</p>	平成31年3月8日 (理事会の開催日)

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
福祉保険課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ② 春光台汚水処理施設維持管理業務委託において、最低制限価格を設定する対象業務であるにもかかわらず、これを設定せずに入札を実施していた。	合議の際の確認を徹底するほか、適正な事務処理について部内周知し、情報共有を図った。 他の業務委託において、最低制限価格の設定が必要かどうかを適切に判断した上で、入札を行っている。 なお、指摘を受けた業務委託については令和2年4月1日更新予定であるが、次回契約においては、最低制限価格の設定を要しない単年度契約を想定し、予算措置を行っている。	令和2年 2月12日

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
介護保険課，障害福祉課，生活支援課	<p>(2) 契約に関する事務 [検討を要するもの]</p> <p>② 予定価格の積算に当たっては，仕様書に基づき，実際の取引価格，需給の状況等を考慮しながら，根拠ある額で適正に算定しなければならない。しかし，数年前に徴取した参考見積の金額を用いているもの，社会保険料等に変更前の保険料率を用いているもの，根拠が不明瞭な数量・金額を用いているものなど，合理性に欠ける事例が散見されたことから，積算方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>【介護保険課】 平成31年度における要介護等認定調査業務委託料の積算に当たっては，積算方法を見直し，明確な根拠のある額を用いて算定した。今後の積算についても，根拠のある数値を用いることで再発防止に努める。</p> <p>【障害福祉課】 令和2年度の契約に係る積算に当たっては，積算の構成要素となる費用（金額）の確認，社会保険料等の保険料率の変更に対応する等適正な金額となるよう積算を行った。</p> <p>【生活支援課】 平成31年度の事業毎の施行伺前に，参考見積を徴取し，社会保険料等の積算根拠についても，直近の根拠のある数値を確認した上で，予定価格を積算した。</p>	<p>平成31年 4月30日</p> <p>令和2年 4月1日</p> <p>平成31年 3月14日</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成30年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
長寿社会課	<p>(2) (2) 契約に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設館内清掃等業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、床以外の部分に床の歩掛係数を用いるなど複数個所で係数の適用を誤っていたほか、経費率として根拠のない数値を用いており、正しい積算金額を把握できない状況であった。</p> <p>また、最低制限価格の設定に当たり、当該業務は積算金額を基に一定の基準により算定すべきところ、これを怠り、誤った方法で算定していた。</p>	<p>令和3年8月31日をもって、委託期間が満了となることから、次のとおり監査指摘事項を改善し、契約を更新した。</p> <p>① 積算に当たっては、総務部管財課作成の市有施設清掃業務委託契約に係る積算要領及び設計積算関係資料に基づき、適正に算定した。また、施行伺には、当該積算要領及び関係資料を添付し、決裁による確認を徹底した。</p> <p>② 最低制限価格については、旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領に基づき、最低制限価格算出率を算出し、適正に設定した。また、施行伺には、最低制限価格算出調書を添付し、決裁による確認を徹底した。</p>	令和3年 8月31日